

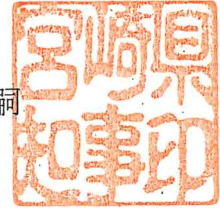
宮崎組対発第1204号

令和3年10月18日

公益財団法人宮崎県暴力追放センター

理事長 杉田 浩二 様

宮崎県知事 河野 俊嗣



税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第一項第一号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、以下のとおりです。

令和3年10月18日 から 令和8年10月17日 まで